

離婚の思想文化史：
絆をほどいて：
第五回

世俗化、啓蒙主義、
フランス革命

契約結婚

- ◉ HOREMANS, Jan Jozef II
The Marriage Contract
1768
Oil on canvas, 112 x 108
cm
Rockox House, Antwerp



世俗化

- ◎ 結婚は市民法の管轄←宗教のグリップが弱くなる
- ◎ 観念（政経法）の世俗化
 - ◎ プロシア法（1794年）離婚OK
子供がいない、暴力、過渡の感情的嫌悪



性格の不一致による離婚OKへと

三つの法

- ◎ 教会法 『聖書』 創造主
- ◎ 市民法 慣習 市民
- ◎ 自然法 正しい理性 創造主



自然法学者による離婚容認（1）

- ◎ グロティウス
- ◎ 「自然法とは正しき理性が命ずることであって、そこにおいては、人間の行為のひとつひとつは、理性的自然に一致しているのかいないのかによって、その行為自体に道徳的必然があるのか、道徳的卑しさがあるが決まることであり、しかもその結果、ある行為は、神である自然によって命じられているか、禁じられているかのどちらかになる。」（『戦争法と平和法』）




- ◎ 聖書の記述 vs 理性が心に刻んだこと = 世俗

自然法学者による離婚容認（2）

- ◎ 世俗的契約関係（ \cap 神による命令）
 - 契約に入る主体は強制のない決断をする
 - 契約の条件が満たされない場合には、契約破棄
- ◎ 「姦淫」は類概念
 - 性的不品行、死への威嚇、幼児殺害
 - 性格の不一致(プーエンドルフ、コクツェーイ)
- ◎ 両性の合意による離婚OK
 - 「配偶者同士が意志に反して強制的に同居するよう介入する権利は、誰にもない」(コクツェーイ)

自然法学者による離婚容認（3）

- ◎ 結婚契約の目的は子孫生産
 - 子孫生産が脅かされないかぎり、離婚不可
 - ×性格不一致による離婚許可は、性格が一致する同性同士による結婚許可となる
- 
- ◎ 不和で子供生まれない夫婦の離婚可

フランス：アンシャン・レジューム

- 離婚不可、
 - ただし「肉体と住居からの別離」は稀に可
- 財産の係争から結婚は市民法の管轄
- 妻の安全を守るための別離が、主要な理由



フランス革命



啓蒙運動は離婚可

- ◎ 教会は、世俗法によって人民に認められていた自由を奪っている。
 - 「自然法によって人間は不幸から逃避し自由になる権利を有している。... ..したがって、結婚の永続は自然の意図に反することである」 (Jean Charles De Lavie, 1766)
 - 「夫婦相互の愛情増加になによりも寄与するのは、離婚の可能性である」 (モンテスキュー「ペルシア人の手紙」第116 ※女性にのみ離婚権を主張した)



- ◎ 人口増加、道徳再生、家庭内幸福増進
- ◎ (現状は独身増加、不倫の横行)

講義内容

- ◎ 1. カトリックとプロテスタント
- ◎ 2. 17世紀イングランドとニューイングランド
- ◎ 3. 世俗化、啓蒙主義、フランス革命
- ◎ 4. 近代初期の社会における正式の離婚と非公式の離婚
- ◎ 5. 結婚挫折の意味とその文脈
- ◎ 6. 19世紀：自由主義とその反動
- ◎ 7. 社会問題としての離婚：1850年-1914年
- ◎ 8. 20世紀と大量離婚の勃興
- ◎ 9. 離婚増加をどう説明するか：1870年代-1990年代